

3 対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の準用及び適用(第一六条第三項、第一七条第三項及び第一八条関係)

(一) 対象大会関係施設及び対象空港について、指定及び解除の手續並びに小型無人機等の飛行の禁止及びその例外、都道府県公安委員会等への事前通報、警察官等による安全確保の措置、罰則等に関し、所要の読替えを行った上で、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の規定を準用し、又は適用することとした。

(二) 対象空港の管理者は、違法に小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、滑走路の閉鎖その他の危険を未然に防止するための措置をとることとした。

三 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正関係

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備することとした。(第二九条、第三一条関係)

四 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとし、その他所要の規定を整備することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律(法律第一〇九条)

一 学校教育法の一部改正関係

1 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととした。(第一〇九条第五項関係)

2 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めることとした。(第一〇九条第七項関係)

二 国立大学法人法の一部改正関係

1 国立大学法人の新設等

(一) 国立大学法人が設置する国立大学の全部の場合にあつては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くこととした。(第一〇条第一項関係)

(二) 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選挙会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二六号)第九十二条第三項に規定する職務を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができることとした。(第一〇条第三項関係)

(三) 理事長及び大学総括理事の職務及び権限、任命、任期並びに解任等に関する規定の整備を行うこととした。(第一一条第二項及び第五項、第一三条の二、第一五条第三項並びに第一七条第六項及び第七項関係)

2 理事の員数が四人以上含まれるようにしなければならないこととする等

(一) 理事の員数が四人以上である国立大学法人(学外者(その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でないものをいう。以下同じ)が学長に任命されているものを除く)において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が二人以上含まれるようにしなければならないこととした。(第一四一条第二項関係)

(二) 理事の員数が四人以上である国立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る)を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとした。(別表第一備考第四号関係)

3 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成一五年法律第一一四号)第一六条第二項の規定による評価の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与

機構に対し要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請することとした。(第三一条の三第二項関係)

4 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当地度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとした。(第三四条の九関係)

5 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすることとした。(別表第一関係)

三 私立学校法の一部改正関係

1 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないこととした。(第二四条関係)

2 役員及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備することとした。(第三五条の二関係)

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないこととした。(第四五条の二関係)

4 寄附行為、財産目録、賃借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備することとした。(第三三条の二、第四七条及び第六三条の二関係)

四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正関係

1 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加することとした。(第一六条第一項第六号及び第七号口関係)

2 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があつたときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うこととした。(第一六条第三項関係)

五 この法律は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行することとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(法律第一二〇号)

一 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正関係

1 農地中間管理機構(以下「機構」という。)による担い手への農地貸付けについて、機構による利害関係人への意見聴取を義務付けた上で農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)の縦覧及び利害関係人からの都道府県知事への意見書の提出を廃止することとした。(第一八条第三項及び第四項関係)

2 機構が配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加することとした。(第一九条関係)

3 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、一の農用地利用集積計画に基づき行うこともできることとした。(第一九条の二関係)

4 機構への利用状況報告について、毎年の報告義務付けを廃止することとした。(第二一条関係)

5 都道府県知事があらかじめ指定した者に対する農用地等の管理等に係る業務委託については、当該業務委託契約についての当該都道府県知事の承認を不要とすることとした。(第二二条第二項関係)

6 農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成等の必要な情報を提供するように努めることとするともに、農業委員会が農地所有者の利用意向の提供、委員及び推進委員の当該協議への出席等の必要な協力を行うことを明確化することとした。(第二六条第二項及び第三項関係)

7 農地中間管理機構(以下「機構」という。)による担い手への農地貸付けについて、機構による利害関係人への意見聴取を義務付けた上で農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)の縦覧及び利害関係人からの都道府県知事への意見書の提出を廃止することとした。(第一八条第三項及び第四項関係)

8 機構が配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加することとした。(第一九条関係)